

申請及び届出内容に補正を要する場合の取扱いについて

既に提出した許可申請や変更届出の内容に誤りがあり、軽微な修正が必要な場合は補正を求めています。本年5月からは「軽微な修正」の範囲の見直しを行います。

誤りの内容が別添「補正不可一覧表」に該当しない場合は「補正書による補正」、該当する場合は「取下げ願による取下げ」を行っていただくこととなります（別添「手続フロー図」参照。）。

また、補正書の様式を改正したので、様式については、本日以降は新様式を使用してください。

1 「補正書による補正」の場合

申請及び届出内容に補正可能な誤りがあった場合、次の書類を監理課建設業班へ持参又は郵送で提出してください。なお、県民局調査の結果、補正の必要が判明したものについては、監理課建設業班から補正指示書を送付することがあります。

<提出書類>

- ① 補正書（別紙様式によること） : 3部
- ② 誤りの部分を補正した正しい書類 : 各3部

2 「取下げ願による取下げ」の場合

申請及び届出内容に別添の「補正不可一覧表」にある**重大な誤り**があった場合、申請等は取り下げていただきますので、次の書類を監理課建設業班へ持参又は郵送で提出してください。

<提出書類>

- ① 取下げ願 : 1部（※受理後、全ての書類を一旦お返しします。）

<重大な誤り>

別添「補正不可一覧表」のとおり

3 経営事項審査について

- ・ 経営事項審査の現地審査の際、提出済の事業年度終了報告に補正可能な誤りが判明した場合（例：工事経歴書の金額が誤っていた場合等）は、そのことだけで審査は保留とはなりません。その場合、審査終了後速やかに上記1の補正方法により事業年度終了報告の補正が必要となります。
- ・ ただし、経営状況分析のやり直しの必要が生じた場合や虚偽の申請が疑われる場合等は、従前どおり経営事項審査は保留となります。

4 注意事項

- ・ たとえ補正が可能であっても、申請及び届出は、当初から正確な内容で記入するようにしてください。提出義務がある届出の未提出はもちろん、虚偽の内容を記載をして申請や届出を行った場合、建設業法に基づく行政処分等の対象となることがあります。
- ・ 事務処理上問題となるため、技術者資格者証の原本や県民局調査において必要となる契約関係書類等の内容、所在は提出前に必ず確認してください。
- ・ 補正指示書により定めた期限までに補正がなされない場合（通常2か月を補正期間とします。）、補正は認められませんので、上記2により取下げていただきます。
- ・ 取下げに応じない場合は、申請の拒否又は届出の不受理とします。

【問い合わせ先、書類郵送先】

岡山県土木部監理課建設業班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話番号：086-226-7463（直通）